

## 令和2年度茨城北農業共済事務組合会計年度任用職員募集のお知らせ

茨城北農業共済事務組合の非常勤職員・臨時職員・パート職員の制度が、令和2年4月から大きく変わり、新たに「会計年度任用職員制度」が始まります。茨城北農業共済事務組合では、記載の職種について募集を行います。ご希望の方は、期間内にご応募ください。

### 1 会計年度任用職員とは

主な変更点については **会計年度任用職員とは** をご覧ください。

### 2 募集業務

雇用期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

業務内容 事務職（主に組合本所及び支所でのデスクワーク）

募集職種	募集人数	主な内容等	1日の勤務時間 (週の勤務日数)	時間額
一般事務	若干名	・窓口業務 ・PCデータ整理 ・伝票処理 ・書類整理 ・引受業務 ・損害評価業務 ・その他事務作業 など	5～7時間45分 (週4～5日)	870円～

### 3 応募資格

地方公務員法第16条の規定に基づき、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に課せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方
- (2) 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

### 4 応募期間

令和2年2月27日（木）～令和2年3月13日（金）

※郵送（書留郵便に限る）の場合は、令和2年3月13日の消印まで有効

### 5 応募場所

茨城北農業共済事務組合 総務課（本所2階） 常陸太田市木崎二町1733-1

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

### 6 応募書類

#### (1) 受験申込書

※受験申込書は、茨城北農業共済事務組合総務課及び各支所で配布します。また、ホームページからダウンロードすることもできます。

### 7 選考方法・採用までの流れ

受験申込書の提出（令和2年3月13日まで） 本所総務課へ（郵送可）

書類選考（令和2年3月16日） 書類選考の結果を通知

受験申込者面接	(令和2年3月19日)	本所において実施
結果通知	(令和2年3月下旬)	文書にて通知予定
採用	(令和2年4月1日)	

## 8 報酬

「2 募集業務」をご覧ください。

※報酬（時間額）については、当事務組合での職務の経験年数等により増額となる場合があります。

## 9 費用弁償（交通費）

片道の通勤距離及び通勤日数により支給額を決定します。

通勤距離（片道）	1日当たりの支給額	1月当たりの支給限度額
2km以上 5km未満	100円	2,000円
5km以上 10km未満	200円	4,200円
10km以上 15km未満	300円	7,100円
15km以上 20km未満	400円	10,000円
20km以上 25km未満	600円	12,900円
25km以上 30km未満	700円	15,800円
30km以上 35km未満	800円	18,700円
35km以上 40km未満	1,000円	21,600円
40km以上 45km未満	1,100円	24,400円
45km以上 50km未満	1,200円	26,200円
50km以上 55km未満	1,300円	28,000円
55km以上 60km未満	1,400円	29,800円
60km以上	1,500円	31,600円

## 10 期末手当

基準日（6月1日及び12月1日）に在職し、任用期間が6ヶ月以上ある場合、かつ、週の勤務時間が15時間30分以上の場合に支給します。

## 11 休暇

(1) 年次休暇（有給） 勤務開始時に付与します。

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
初年度	10日	7日	5日	3日	1日
勤務継続2年度目	11日	8日	6日	4日	2日
勤務継続3年度目	12日	9日	6日	4日	2日
勤務継続4年度目	14日	10日	8日	5日	2日
勤務継続5年度目	16日	12日	9日	6日	3日
勤務継続6年度目	18日	13日	10日	6日	3日
勤務継続7年度目以降	20日	15日	11日	7日	3日

※上記表は任用期間が1年の場合です、任用期間によって日数が変わることがあります。

(2) 特別休暇

【有給】

ア 公民権公使 イ 官公署出頭 ウ 現住居の滅失等 エ 出勤困難 オ 退勤途上 カ 忌引

【無給】

ア 産前 イ 産後 ウ 保育時間 エ 子の看護(小学校就学前) オ 短期介護 カ 介護休暇  
キ 介護時間 ク 生理日の就業困難 ケ 妊産疾病 コ 公務上の傷病 サ 育児休暇  
シ 私傷病 など

12 身分

一般職の地方公務員となり、地方公務員法に定める服務規律が適用されます。

13 条件付き採用期間

任用後 1 か月間は条件付き採用期間となります。

14 社会保険

勤務時間や日数により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険が適用されます。現在、家族等の健康保険の被扶養者である方は、その資格を喪失する場合がありますのでご注意ください。

15 服務

地方公務員法に規定する服務規程の対象となります。

(1) 服務の宣誓

(2) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

(3) 信用失墜行為の禁止

(4) 秘密を守る義務

(5) 職務に専念する義務

(6) 政治的行為の制限

(7) 争議行為等の禁止

(8) 営利企業への従事等の制限（パートタイムは適用外）

16 人事評価

仕事を通じて発揮された能力に基づき評価を実施します。

17 健康診断・ストレスチェック

一定要件（任用期間：1年以上・週の勤務時間：29時間以上）を満たす方は、実施の対象となります。

問い合わせ先

この件に関するお問い合わせ先は 本所 総務課 です。

メールアドレス：nosai-ibakita@fine.ocn.ne.jp

茨城北農業共済事務組合			
<a href="http://nosai-ibakita.or.jp/">http://nosai-ibakita.or.jp/</a>			
本所	〒313-0014	常陸太田市木崎二町 1733-1	0294-72-6227
那珂北部・大子支所	〒319-2214	常陸大宮市鷹巣 1833-2	0295-53-2088
多賀支所	〒318-0033	高萩市本町一丁目 208	0293-23-7298

## 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、従来の非常勤職員・臨時職員・パート職員に変わる職員です。地方公務員法が適用される一般職の地方公務員となります。

〔主な変更点〕

- 1 任用期間が最長1年となります。  
従来は、臨時職員・パート職員は6ヶ月の任用期間でしたが、最長1年となります。
  - 2 再度の任用の制限がなくなります。  
従来、再度の任用の際には、退職の日から2ヶ月以上又は3ヶ月以上の期間が経過しなければ再び任用されませんでした。新制度の中では制限がなくなります。
  - 3 採用にあたっては、書類審査に加え面接試験を行います。  
採用にあたっては個別面接を実施します。また、週29時間以上勤務の方は健康診断を実施（個人負担）していただきます。
  - 4 期末手当が支給されます。昇給（上限有り）します。  
一定要件（任用期間・勤務時間等）を満たす方は期末手当の支給対象となります。  
また、再度の任用にあたっては、当事務組合における職務経験等を考慮し、時給が増額（上限有り）となります。
- ※ 月及び年間の報酬が増加することが予想されますので、ご家族等の扶養に入られている方は、ご注意ください。
- 5 地方公務員法の服務規律が適用されます。  
一般職の公務員同様、守秘義務や信用失墜行為の禁止などの服務規律が適用となります。